

個 答 申 第 1 号  
令和3年10月22日

習志野市消防長 廣瀬 義嗣 様

習志野市個人情報保護審議会  
会 長 三 幣 芳 夫



習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

令和3年6月15日付け警防第158号による諮問第1号について、別紙の  
とおり答申します。

## 「消防活動における個人情報の収集に係る事案」 答 申

令和3年10月22日  
習志野市個人情報保護審議会  
会長 三幣芳夫

### 1 審議会の結論

令和3年6月15日付け警防第158号にて諮問のあった習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく、本人以外からの個人情報の収集に係る事案については、その目的が大いに公益に資すると判断されることから、以下の要件に十分留意し適当なものと認める。

### 2 実施機関の要旨説明

近年の消防組織の若年化や予防業務の強化による火災発生件数の減少に伴い、隊員の実災害での経験が少なくなっている。

将来の消防力維持・向上のためには、隊員への教育が不可欠であり、消防活動中に動画撮影をし、その映像を活用して教育や研究を行うことによって消防活動技術を向上させることが可能となる。さらに、火災の原因調査や報告書を作成するにあたり、静止画の記録と活動隊員の記憶以上の情報の収集が可能となることから、消防活動における動画撮影を検討している。

一方、消防活動においては、その性質上事前に撮影について同意を求めることは困難であるだけでなく、時には撮影される者が不特定多数に及ぶことが想定されるため、個人情報の収集について本人の同意を求めれば動画撮影の目的を困難にするおそれがある。

本件については、本人の同意を得ることなく個人情報を収集しようとするものであるから、習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく「本人以外からの個人情報の収集」について、習志野市個人情報保護審議会に対し、意見を伺うものである。

### 3 審議会の判断

諮問第1号について、以下に述べる事項に基づき「消防活動における動画撮影等に関する基準(案)」を整理したものに則った、本人以外からの個人情報の収集及び利用は適当なものと認める。

火災及び災害現場においては人命救助を最優先し、且つ消火等の活動を迅速に行う必要があるため、動画撮影時における個人情報の取得について事前に個別に本人から同意を得ることは困難である。また、消防活動における撮影対象は、火災及び

災害現場を見に来た市民等の不特定多数の者に及ぶ可能性があり個別に本人の同意を得ることは非常に困難である。

よって、撮影された全ての人の同意または本人の同意を得ることが困難な時以外は消防活動時の動画撮影ができないとすると、個人情報収集の目的を達成できないおそれがあり適当ではない。

一方、市民の権利利益の保護との調和を図る観点から、習志野市個人情報保護条例第7条第1項に規定されているとおり、条文内において動画撮影の目的を明確に記すとともに動画撮影の必要性を広く市民に認識していただくために市ホームページ等で消防活動中の動画撮影やその目的について予め周知を行うことが望ましい。

動画等の保存については、本人の同意があるとき、または本人の同意を得ることが困難な時に限り保存をすることが出来ることとし、利用目的ごとに保存期間を定め、当該期間経過後は速やかに削除する旨を定める必要がある。